

賛 助 会 員 規 程

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議(以下「この法人」という。)の定款第47条の規定に基づき、賛助会員(以下「会員」という。)の入会、退会及び運営に関し必要な事項を定める。

(会員の資格)

第2条 会員は、この法人の目的に賛同し、会員として相応しいと認められる者、事業所及び団体とする。

2 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係事業所、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有すると認められる場合は、会員となることができない。

(1) 反社会的勢力が経営していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持ってするなど不正に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(入会)

第3条 会員になろうとする者、事業所及び団体は、入会申込書(第1号様式)に確約表明書(第2号様式、第3号様式、第4号様式)を添えて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、申込者が会員に相応しいと認めた場合であって、入会の申込み時期などにより、直ちに理事会の承認を得ることができないときは、仮入会として扱い、事後の理事会において承認を求めるものとする。

(退会)

第4条 会員は、任意に退会することができる。

2 前項の場合においては、あらかじめ理事長に退会届(第5号様式)を提出しなければならない。

3 会員が解散し、又は死亡したときは、前項の手続きを要せず、退会とみなす。

4 会員が賛助金を事業年度内に納入しないときは、退会とみなす。

(除名)

第5条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席理事の過半数以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(2) この法人の定款に違反する行為があったとき。

(3) 第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき、又は確約表明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

2 前項の規定により会員を除名するときは、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(届出事項変更)

第6条 会員は、団体の名称、所在地、代表者等の氏名に変更が生じたときは、届出事項変更届(第6号様式)により速やかに理事長に提出するものとする。

(賛助金)

第7条 会員は、事業年度毎に、賛助金を納入するものとする。

2 賛助金は、個人1口5,000円以上、事業所、団体1口30,000円以上とし、申込みの都度理事長が定める。

3 賛助金の使途は、その50パーセント以上を公益事業費に充当し、他は管理費に使用するものとする。

(賛助金の不返還)

第8条 すでに納められた賛助金は、これを返還しないものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、この法人の設立登記の日(平成22年12月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。